

千葉県教育委員会会議議事録

令和4年度第4回会議（定例会）

1 期 日 令和4年7月20日（水） 開会 午前10時30分
閉会 午前11時10分

2 教育長及び出席委員
教育長 富塚 昌子
委員 井出 元
岡本 毅
貞廣 斎子
永沢 佳純

3 出席職員

教 育 次 長 佐々木 悟
教 育 次 長 伊藤 賢

企画管理部

教 育 総 務 課 長 富田 浩明
教 育 政 策 課 長 西原 正男
企画管理部副参事兼教育政策課
高 校 改 革 推 進 室 長 島崎 一広
財 務 課 長 勝 直人

教育振興部

教 育 振 興 部 長 浅尾 智康
学 校 危 機 管 理 監 中西 健
教 育 振 興 部 次 長 中臺 一仁
生 涯 学 習 課 長 鈴木 真一
教 職 員 課 長 原 義明
学習指導課ICT教育推進担当課長 細川 義浩

企画管理部

教 育 政 策 課 主 幹 松崎 正敏
同 副主幹 鎌田 康慎

教育振興部

学 習 指 導 課 指 導 主 事 土橋 力也

教 職 員 課 主 幹 兼 管 理 室 長 工藤 秀昭
同 主席管理主事 山中 敬生
同 管理主事 片岡 大輔
同 管理主事兼免許班長 関戸 将仁

事務局

企 画 管 理 部 教 育 総 務 課
主 幹 兼 委 員 会 室 長 佐藤 祐児
同 副主幹 阿部 竜作

同 主査 赤羽 大輔
同 主査 伊能 昌邦

4 教育長開会宣告

5 議事録署名人の指名 貞廣 齋子 委員

6 令和4年度第3回千葉県教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第8号議案と第9号議案の議案2件、第4号報告と第5号報告の報告議案2件、報告1の報告1件である。第8号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第四号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、第9号議案は、同規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を井出委員にお願いする。

9 審議事項

第4号報告 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について

第5号報告 教育職員免許法に基づく免許状の有効期間の更新及び延長並びに免許状更新講習等に関する規則の廃止について

【教職員課長】

第4号報告「教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部改正について」及び第5号報告「教育職員免許法に基づく免許状の有効期間の更新及び延長並びに免許状更新講習等に関する規則の廃止について」は関連するので、一括して説明する。

本規則は、教育職員免許法の規定により、千葉県教育委員会が定めることとされる免許状更新講習や教育職員免許状等に関し必要な事項を定めるものである。改正及び廃止の理由としては、近年、オンライン研修の拡大など教員の研修を取り巻く環境が大きく変化している中で、現状の教員免許更新制は10年に1度講習を受講するものであり、常に教員が最新の知識を学び続けていくことと整合的ではないことから、教育職員免許法が改正され、施行日の令和4年7月1日をもって教員免許更新制が廃止されたことによるものである。改正の概要は、教員免許更新制に係る規定の削除及び条項の繰上げとなる。

なお、規則の改正及び廃止については千葉県教育委員会行政組織規則第5条第1項第2号により教育委員会会議にて議決を得る必要があるが、法改正及び関係省令が令和4年7月1日に施行されることに伴い、法との矛盾を生じさせないため急施を要したことから、同規則第6条により教育長の臨時代理として7月1日に施行し、同条第2項の規定により本会議に報告議案として提出させていただいたところである。

【貞廣委員】

今回の報告に直接関係はないが、教員免許更新制が廃止され、これから始まる新しい研修制度についての要望である。1つ目として、これからは校内研修においてチームでしっかりと学んでいく必要がある。教育委員会や学校は研修履歴で教員を管理するのではなく、教員の自主

的な研修が実現するようしてもらいたい。2つ目として、先生方はとても忙しいので、研修するための時間を捻出していくサポートをしてほしい。3つ目として、新しい研修制度は校長が教員との対話の中で支援していく必要があるため、校長の役割が重要となる。校長先生の役割にも焦点を当ててほしい。

【教職員課長】

いただいた意見を参考に、適切に新しい研修制度を定めていきたい。

第4号報告及び第5号報告は終了。

報告1 「県立高校改革推進プラン・第1次実施プログラム（案）」について

【企画管理部副参事】

本県では、令和4年3月に、今後10年間の県立高校改革に関する基本的な考え方を示した「県立高校改革推進プラン」を策定した。プランの作成と並行して、具体的な個々の改革内容についても検討を続けてきたところであるが、このたび、具体計画となる「第1次実施プログラム（案）」をとりまとめた。案では12項目18校の再編を計画するとともに、県立高校の適正規模・適正配置における基本的な考え方を示している。

個々の具体計画について説明する。まず、普通科及び普通系専門学科・コースについてである。(1) 教員基礎コースの設置について、教育に関心を持ち、将来教員を目指す生徒に、教員としての基本的な素養を身に付けさせ、夢や意欲、職業意識等を育むため、国府台高校と成東高校、大多喜高校に教員基礎コースを設置する。(2) 保育基礎コースの設置について、保育や幼児教育に興味・関心を持ち、保育士や幼稚園教諭を目指す生徒に、基礎的な素養を身に付けさせ、夢や意欲、職業意識を育むため、鎌ヶ谷西高校と土気高校に保育基礎コースを設置する。(3) 医療系コースの設置について、近隣に位置する医療施設等との連携により、幅広い医療分野についての体験的な学習を通して医療従事者への意欲を醸成し、地域医療に貢献する人材の育成を図るため、小見川高校に医療コースを設置する。(4) グローバルスクールの設置について、世界を舞台に持続的発展に貢献できるグローバル・リーダーを育成するため、松戸国際高校にグローバルスクールを設置する。(5) 理数教育の充実について、理数教育の手法について研究・開発を一層推進するとともに、県全体の理数教育の充実を図るため、船橋高校を理数教育の拠点校に指定する。

続いて、職業系専門学科・コースについてである。(1) 農業教育の充実について、農業経営がグローバル化や法人化、六次産業化する中で、将来農業法人を立ち上げる農業経営者を育成するため、茂原樟陽高校の農業に関する学科に農業経営者育成に関するコースを設置する。

(2) 商業教育の充実について、Society5.0時代の到来を踏まえ、予測困難な時代の中で、新たな価値を創造できる起業家精神を有する人材を育成するため、千葉商業高校に起業家育成に関するコースを設置する。また、サービス経済化の進展や本県の産業施策に対応し、観光ビジネスの未来を担う人材を育成するため、一宮商業高校に観光に関するコースを設置する。(3) 福祉教育の充実について、インターンシップや実習等、職業教育の充実により、県全体の福祉教育の質の向上を図るため、拠点校である松戸向陽高校を中心として、学校間連携や外部機関との連携を一層推進する組織（コンソーシアム）を設置する。また、地域や県全体の福祉教育の充実を図るため、地域バランス等を考慮し、船橋豊富高校に福祉コースを設置する。(4) 情報教育の充実について、世界中で加速するデジタル環境に対応できる先端IT人材を育成するため、袖ヶ浦高校の情報コミュニケーション科に先端ITコース（仮称）を設置する。

続いて、総合学科の設置について、生徒の多様な進学希望に対応するとともに、大学卒業後の就業までを見通したキャリア意識の高い人材を育成するため、匝瑳高校に進学を重視した総合学科を設置する。

続いて、社会のニーズに対応した教育についてである。(1) 地域連携アクティブスクールの設置について、地域との協同により、一人一人の生徒に応じた「学び直し」や「実践的なキ

キャリア教育」を通じて、基礎学力やコミュニケーション能力を身に付け、自立した社会人を育成する地域連携アクティブスクールを行徳高校と市原高校に設置する。(2) 通信制高校の配置(通信制協力校)について、千葉大宮高校から遠距離に居住している生徒の通学時間や交通費の負担軽減につなげるため、千葉大宮高校から遠距離にある高校で面接指導(スクーリング)や定期試験を受けられるよう、銚子商業高校を通信制協力校に指定する。

続いて、県立高校の適正規模・適正配置について、本プログラムでは、統合の方針について方向性を示した。都市部においては、適正規模・適正配置の最適化を図るとともに、特色や個性を持ったより魅力ある学校に再編していく。郡部においては、通学の利便性や地元からの進学状況を踏まえ、地域連携協働校を指定し、地域や近隣の高校と連携した教育活動により存続について検討していく。

「第1次実施プログラム(案)」の説明は以上であるが、この案については、本日午後から記者発表し、県民に広く公表する。その後、パブリックコメントや県民説明会、関係団体等からの意見聴取などを実施し、広く御意見を伺った上で、必要な修正を加え、教育委員会会議に議案として提案させていただきたいと考えている。

【岡本委員】

魅力ある県立高校づくりは大事なことである。ぜひお願いしたい。起業家育成については、日本は世界的に見ても起業率が低い国である。その理由を考えると、リベラルアーツ、一般教養の教育を行うなどコンテンツの工夫が必要である。先端ITの学びも含め、知恵を絞ってコンテンツを工夫してほしい。

【企画管理部副参事】

御指摘のとおり、学校だけでは難しい部分もあるので、様々な企業・大学と連携して進めていきたい。

【永沢委員】

高校入学時点で専門分野を決めるのは難しい。その分野に進まない道というものも示してほしい。様々な職業の魅力を伝える中で、ワークライフバランスをしっかりと考えた大人と接する機会を子どもたちに与えてほしい。

【企画管理部副参事】

御指摘のとおり、自分の人生を大切にしながら、自分の仕事について誇りをもって語れる大人を外部講師として活用していきたい。

【貞廣委員】

個々の学校をいかに魅力化するか、このプログラムで示したことをどう具体的に実装し、それがどのように中学生の心に刺さるかが重要である。もう一点は適正規模・適正配置についてである。学校の再配置については慎重に丁寧に検討を進めてきているように感じる。その上で地域連携協働校については拡大的に解釈する余地があると考え。子どもの数も先生の数も減っていくとパワーがなくなる。例えば複数の小規模校に対して規模の大きい学校を拠点校としてハブ化し、教員や教材などのリソースを共有することによって生徒の多様な学びを保障できるのではないか。オンラインの学びの在り様がコロナにより大きく変化した。例えば拠点校や総合教育センターから配信をする形式など、全国的に見ると実験的な取組例がいくつかあるので、それらを参照しつつ、更なる検討をお願いしたい。

【企画管理部副参事】

御指摘いただいた2点については、今後、地域協議会などで広く意見を伺いながら、生徒にとって何がより良いのかを検討していきたい。

【冨塚教育長】

昨年プランをつくり、初めての実施計画にあたるものがこの第1次のプログラムである。これを大体2年位を目安に取り組むことを掲げているが、これで完璧だとは思っていない。まだまだここに書かれていないこと、やるべきことがたくさんあると感じている。岡本委員からあった先端ITや企業アントレプレナーシップ等については高校だけでやることも難しいので、小中学校と連携した系統的なキャリア教育というのも踏まえながら、その中で専門的な学びをする核となる学校をつくっていききたい。理数教育については、理数系の人材の育成が課題であり、県全体の理数系の学科・コースを持つ高校を牽引していくような役割を担う学校が必要であるとして掲げたが、中身については御指導をいただきながら考えていかなければいけない。実践していく上で地域の理解や教員の配置等、形のあるものの中身のあるものにしていくために努力が必要であると感じている。

報告1は終了。

教育長報告 令和4年6月定例県議会の概要について

【富塚教育長】

6月定例県議会（会期：5/27～6/21）の概要について報告する。

はじめに、議案についてであるが、教育委員会関係は今回はない。

次に、本会議における代表質問及び一般質問についてであるが、「学校給食費の無償化」に関する質問などが54件あった。詳細は、資料1ページから3ページの「令和4年6月定例県議会「本会議」質問項目一覧表（教育関係）」のとおりである。このうち、主なものについて、その内容を報告する。

知事の政治姿勢について、「知事は公約であった学校給食費無償化をどのように進めていくのか。」との質問には、「未来を担う子供たちと保護者を支援し、教育の環境を整えることは大変重要なことである。感染症の影響が長期化する中で、食料品をはじめとする物価の高騰により、家計への負担の増加が懸念され、特に成長期の子供がいる世帯では影響が大きく、支援が必要であると考えている。また、市町村教育委員会を対象に実施した学校給食に関する調査によると、県内の21の市町が、少子化対策や子育て支援のため、給食費無償化を実施しているが、食材費の高騰は、これらの自治体の財政面にも影響を与え、取組の継続に課題が生じる可能性がある。こうした中で、県としても、市町村や保護者の負担を軽減するため、市町村と連携した給食費無償化の支援について、国の経済対策の活用も視野に、実施に向けた検討を進めていく。」と知事が答弁をした。

教育問題について、「教員の指導力向上に、どのように取り組んでいくのか。」との質問には、「今回の法改正により、教員の研修においては、育成指標の設定や研修計画の策定、研修記録の作成が必要となるが、本県では既にこれらを導入した研修を実施し、教員が効果的・実践的な学びを自ら続けられるよう取り組んでいるところである。具体的には、毎年度研修計画を見直し、免許更新の際に行う講習内容を盛り込むとともに、ICTの活用や障害のある児童生徒への指導などの現代の教育課題に対応した研修を導入し、県独自の研修履歴システムによって受講記録を確認できるようにしている。今後は、研修内容の更なる充実を図るとともに、教員一人一人が受講履歴を踏まえ、管理職等に相談しながら、必要な研修を主体的に選択、受講するよう促すことにより、指導力の一層の向上を図っていく。」と答弁をした。

No.21の教育問題について、「県立学校への寄附の仕組みを充実させるべきと思うがどうか。」との質問には、「県教育委員会では、各学校の施設・設備に係る整備費や必要な運営費について、予算を措置し、特色ある学校づくりを進めているが、各学校においては、生徒の多様なニーズに対応するため、独自に実施を希望する教育活動があることも承知している。そこで、様々な分野の高い専門性を有する特別講師の招聘や部活動に係る用具の整備など、各学校が自主的・主体的に実施する取組に対し、地域の方々などから寄附による支援を得られる仕組みについて、現在、検討を進めているところである。」と答弁した。

次に、文教常任委員会で審議いただいた議案等はない。6月21日の本会議において、文教

常任委員会委員長より当面する諸問題として報告があった。

詳細は「令和4年6月定例県議会 文教常任委員会委員長報告」のとおりである。

委員報告 令和4年度全国都道府県教育委員会連合会第1回総会等への参加について

【井出教育長職務代理者】

7月11日（月）に、令和4年度全国都道府県教育委員会連合会第1回総会がオンラインで開催され、教育長と私が参加した。まず、最初に行政説明で、教師不足の解消に向けた人材確保と教師の資質能力向上の報告を受けた。さらに、幼保小連携及び運動部活動の地域移行についての情報提供があった。

これを踏まえ、総会の後、それぞれ分科会に分かれて意見交換をした。私は第9分科会で課外活動についての分科会に参加した。教員不足の解消に向けた人材確保、教師の資質能力向上をテーマに意見を交換した。これについては、各県がそれぞれ取り組んでおり、特に教師の人材不足については全国的な共通した課題ということで、それぞれの方が同じような課題を味わっていることがわかった。その中で、教師の生活は多忙であるという非常なブラックなイメージがあることから教師のなり手が少なくなることもあるが、学校教育そのものに対する期待や理想が若干低下しているのではないかという意見もあった。

部活動の部分的な移行について各県の取組に一貫して言えることは、地域間に非常に格差があり、同じ県内でも一律にできないということである。特に経費の負担であったり受入団体であったり教員の意識の改革であったり課題がまだまだ山積していると感じた。千葉県柏市の拠点校で行っている移行している制度を紹介した。北海道の土地を生かした幅広い部活動・サークルを公立私立を問わず行っているという取組の紹介があった。大きなテーマであるのでこれが結論であるというものはないが、これから取り組んでいく課題を確認した。

<傍聴・報道 退出>

第8号議案 財産の取得について

学習指導課ICT教育推進担当課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第9号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

10 教育長閉会宣告

令和4年8月17日 署名人